

国民年金で老後も安心

保険料は必ず納めましょう

月々の保険料は1万4980円です（平成24年度）

国民年金保険料は、年金制度を運営するための大切な財源であり、納付はわたしたちの義務です。納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、年末調整や確定申告の際に申告することができます。

◎納め方はいろいろ

- ・金融機関 郵便局（ゆうちょ銀行）、銀行、農協、漁協、信用金庫、信用組合、労働金庫の窓口で納める方法です。
- ・コンビニ 指定を受けた全国のコンビニエンスストアで納める方法です。
- ・前納する 1年分や6カ月分などをまとめて納めると保険料が割引になります。
- ・電子納付・クレジットカード パソコンや携帯電話、自宅の電話、ATMを利用した電子納付（金融機関への申し込みが必要）やクレジットカード払い（年金事務所への事前申し込みが必要）にすることができます。
- ・口座振替 指定した口座から

保険料が自動的に引き落とされる口座振替は納め忘れがありません。

※月々の保険料は月末に前月分が引き落とされますが、当月末引き落としの「早割制度」を利用すると、保険料が月々50円割引になります。前納することで割引率はさらに大きくなります。

◎納めることが難しい方は

所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、申請をすれば納付が免除または猶予される制度があります。納付が困難な場合は、未納のままにせず町民課または年金事務所に必ずご相談ください。

※納め忘れや免除の承認を受けていない期間があると、年金額に影響が出たり年金が受けられない場合があります。保険料納付や免除などの申請は早めにお済ませください。

◆問い合わせ

町町民課住民記録係（☎82-31111内線123）へどうぞ。

あなたやその家族のために

「もしも」の場合に備える年金があります

◎高齢になったときは「老齢基礎年金」

原則として65歳から受給できる年金です。受給開始年齢の繰上げ・繰下げ制度がありますので詳しくはお問い合わせください。

▷年金額 786,500円

※上記の額は20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合の額です。未納や保険料免除などの期間がある場合には、その期間に応じ減額されます。

▷老齢年金を受けられる方

①～⑤の合計が25年以上の方です。

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②厚生年金・共済組合に加入していた期間
- ③第3号被保険者として届け出済みの期間
- ④保険料を免除されていた期間や学生の保険料納付特例期間、保険料納付猶予期間
- ⑤加入が任意とされていたため加入しなかった期間や海外在住期間

◎障害が残ったときは「障害基礎年金」

初診日に被保険者であった人、または日本に居住し被保険者資格を喪失した60歳以上65歳未満の人が、病気やけがで障害等級が1級または2級に該当するときに受けられる年金です。また、20歳未満のときに医師の診断を受けた人は、20歳になったときに年金を受けることができます。

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診断を受けた日です。

▷年金額 障害等級1級 983,100円
障害等級2級 786,500円

※子がいる場合、子の人数に応じて加算があります。

▷障害基礎年金を受けられる条件 初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち保険料の未納期間が3分の1以上ないこと。

※初診日が平成28年3月31日までにある場合は、直近1年間のうちに保険料の未納期間がなければ年金を受けることができます。

◎遺族になったときは「遺族基礎年金」

国民年金に加入している人が亡くなった場合に、その亡くなった人によって生計を維持されたい、子どものいる妻または子が受けられる年金です。

▷年金額 妻 1,012,800円（子が一人いる場合）
子1人 786,500円（人数により加算あり）

▷遺族基礎年金を受けられる方 死亡日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ない人の子のいる妻か子です。

※死亡日が平成28年3月31日までにある場合は直近1年間のうちに保険料の未納期間がなければ年金を受けられます。また、亡くなった方が老齢基礎年金を受けられる方か受けている方であれば保険料納付要件はありません。なお、上記の「子」とは、18歳になって最初の年度末までの子、または20歳未満で障害のある子のことをいいます。

◆問い合わせ 町町民課住民記録係（☎82-31111内線123）へどうぞ。